

今後の経済財政動向等についての 集中点検会合

平成25年8月30日

公益社団法人 国民健康保険中央会
会長 岡崎 誠也(高知市長)

1. 国保連合会・国保中央会の概要

○ 国民健康保険中央会は、全国47都道府県ごとに設立されている国民健康保険団体連合会を会員とする公益社団法人

⇒ 各国保連合会に共通する業務等を取りまとめて行い、効率化を図っている

○ 国民健康保険団体連合会は、市町村・国保組合の国保保険者が共同してその目的を達成するため、国保法に基づき設立された公法人

⇒ 保険者団体として審査支払業務を行うとともに、各保険者に共通する業務を実施

2. 国民健康保険制度について

- 国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設され、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者とする国民皆保険の基礎的な役割。
- しかしながら、人口の高齢化や、産業構造及び経済状況の変化等の影響を受けやすく、制度発足当時と比べ、高齢者の割合が増加するとともに、無職者の割合も増加。
- 平成23年度の市町村国保の決算は、単年度収支で見ると3,022億円の赤字。

<構造的な問題>

- 他の制度と比較すると、年齢構成が高く(60歳以上74歳以下の加入者の割合:被用者保険9.6%、市町村国保45.4%)、1人当たり医療費水準が高い(組合健保14.2万円、市町村国保29.9万円)。
- 所得水準が低く(加入者1人当たり所得:組合健保198万円、市町村国保84万円)、保険料(税)負担率も著しく高い(1人当たり負担率:組合健保5.0%、市町村国保9.7%)。

将来的に持続可能な制度とするためには、更なる国庫負担の引き上げ等、財政基盤の一層の充実・強化により構造的問題の解決が必要。

3. 「法制上の措置」の骨子(主な関係部分)

2. 医療制度

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を維持することを旨として以下のとおり、必要な改革を行う。(略)

(6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置

イ 国民健康保険(国保)の財政支援の拡充

ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置

ハ (略)

② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる措置

イ 国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置

ロ、ハ、ニ(略)

③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ、ロ (略)

(7) 次期医療計画の策定期が平成30年度であることも踏まえ、(6)に掲げる必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずる。法改正が必要な措置については、必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指す。

(8)、(9)、(10) (略)

4. 当会合への意見

1. 消費税率引上げと低所得者対策について

- 今回の消費税率引上げにより、国民皆保険制度の最終的な支え手である国民健康保険の持続的運営が可能な安定的な財源が確保されるとともに、社会保障制度の持続可能性が高められるのであれば有意義。
- 負担の公平の確保の見地から2200億円を投じて行われる予定の国保の低所得者の負担軽減に向けた保険料軽減対象世帯の拡大等の措置は、消費税率引上げにより負担が増加する低所得者への配慮の観点から、消費税率引上げの時期に合わせて確実に実施する必要がある。
- また、国民健康保険制度は、低所得者のための保険とっていいほど所得水準が低い(加入世帯の半数が、所得なし、あるいは所得100万円未満の世帯)ため、生活困窮者を増加させないよう、高額療養費の見直しや総合合算制度など、低所得者対策を強化し、誰もが安心して医療が受けられる環境を整備すべき。
- 特に低所得者に配慮した高額療養費の見直しを行う際は、低所得者が多い国保の保険者の負担が増加することとなるため、財源の確保を含め財政中立となるようにする必要がある。
- なお、国保保険料(税)の賦課限度額の引き上げを行う場合には、保険者によっては、保険料水準が高いため、中間所得者層の保険料が限度額に達している実態を踏まえ、十分配慮する必要がある。

2. 市町村国保保険者の都道府県への移行について

- 我が国の医療保険制度は国保と被用者保険の2つの制度から成り立ち、国民皆保険を実現している。このため、加入する制度によって生ずる負担の不均衡の解消は、必要な財源の確保を含め、国の責任において行うべきである。
- 国保の安定的な運営には、その構造的な問題を解決して保険者の都道府県への移行を進める必要がある、この構造的な問題の解決のため、更なる国費の投入が必要である。
- その財源は国の責任において確保すべきであるが、今回の改革を法律において設定する期限までに円滑に実施するため、消費税引き上げによる財源と合わせ、後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入により生じる財源を国保の支援に活用することにより、財政基盤の強化を図る必要がある。
- 都道府県への移行に当たっては、市町村においても保険料(税)の徴収や保健事業の実施において必要な役割を分担することとしている。
- 制度の具体化に当たっては、
 - ・ 保険料賦課方式
 - ・ 保険料の徴収の適正化
 - ・ 保険料の変動に伴う円滑な移行のための経過措置の実施
 - ・ 保険料徴収と保健事業に熱心に取り組む市町村への支援等について、地方団体との十分な協議が必要である。

3. 医療の重点化・効率化

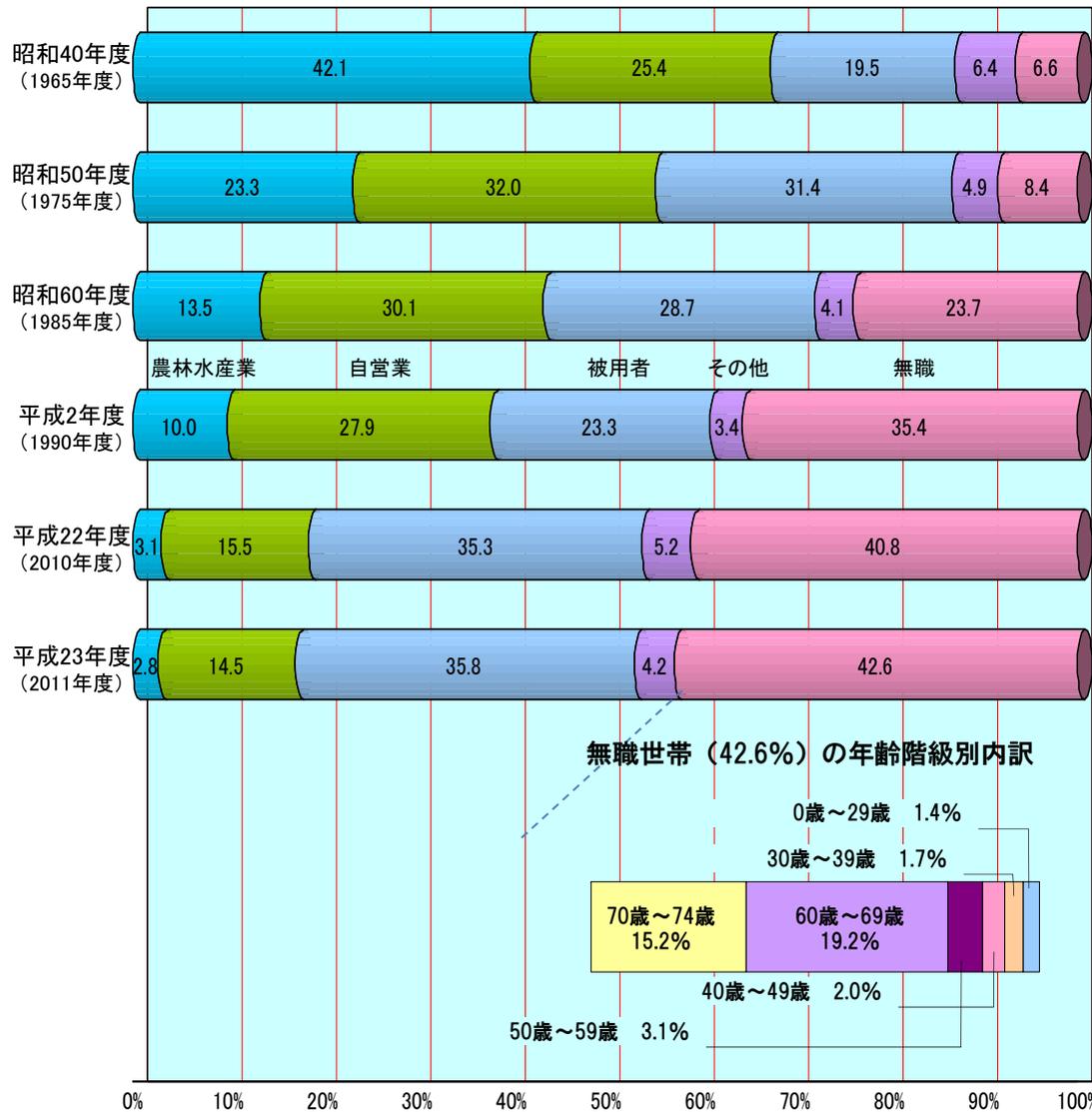
- 医療分野のICT化を推進し、レセプト等のデータを分析して、生活習慣病の発症予防など、健康づくり・健康増進を積極的に図ることにより、医療費の適正化を進める必要がある。
- 国保では、健診、医療のデータに加え、介護のデータをも総合的に活用して、保健指導等の保険者の保険者機能が十分に発揮されるような国保データベースを開発しており、本年秋からの稼働を目指している。このシステムを利用すれば、どの保険者も、健康状況の把握、重点課題の抽出、効果の確認等を行うことができるようになる。

4. 地方団体との協議等

- 社会保障制度改革に具体的に取り組むに当たっては、
 - ・ 地方団体との密接な協議
 - ・ 社会保障制度を実際に運営している現場が混乱しないように、
国民に対する十分な広報
システム整備等万全な準備に必要な日程の確保
を行う必要がある。

参考 国民健康保険制度の現状 ①

職業構成の年次推移(市町村国保)



財政状況(市町村国保)

(単位:億円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入(合計額)	104,727	108,627	113,541	120,970	131,168	127,166	129,061	131,304	137,129
(再掲:前期高齢者交付金)	-	-	-	-	-	24,385	26,690	27,142	29,569
支出(合計額)	103,271	106,989	112,222	119,601	130,746	126,451	128,143	129,951	134,816
(再掲:前期高齢者納付金)	-	-	-	-	-	19	45	25	47
収支差引額	1,455	1,638	1,320	1,369	422	715	919	1,353	2,313
国庫支出金 精算額等	△390	△650	△438	△857	226	109	△162	△611	△534
精算後単年度 収支差引額	△1,472	△830	△1,121	△929	△1,064	202	△96	△318	487
一般会計繰入金 のうち赤字補てん を目的とするもの を除いた場合の 精算後単年度収 支差引額	△3,855	△3,288	△3,697	△3,343	△3,620	△2,383	△3,250	△3,900	△3,022

参考 国民健康保険制度の現状 ②

他の制度との比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保
加入者数 (平成24年3月末)	3,520万人	3,488万人 被保険者1,963万人 被扶養者1,525万人	2,950万人 被保険者1,555万人 被扶養者1,395万人
加入者平均年齢 (平成23年度)	50.0歳	36.3歳	34.1歳
65~74歳の割合 (平成23年度)	31.3% (平成22年度)	4.7%	2.5%
加入者一人当たり 医療費 (平成23年度)	29.9万円 (平成22年度)	15.9万円	14.2万円
加入者一人当たり 平均所得 (平成23年度)	84万円 (平成22年度)	137万円	198万円
加入者一人当たり 平均保険料(平成23年度) <事業主負担込>	8.1万円 (平成22年度)	9.9万円<19.7万> 被保険者一人当たり 17.5万円(35.0万円)	10.0万円<22.1万> 被保険者一人当たり 18.8万円(41.7万円)
保険料負担率	9.7%	7.2%	5.0%
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の50%	給付費等の16.4%	財政窮迫組合に 対する定額補助
公費負担額 (平成25年度予算(案)ベース)	3兆4,392億円	1兆2,186億円	15億円

年齢階級別加入者割合

